

## 桐生市議会 教育民生委員会 行政視察 報告書

視察都市：神奈川県海老名市（人口 137,987人 令和4年4月1日現在）

視察期間：令和4年4月26日(火) 13:00～14:30

視察項目： ヤングケアラー支援対応連絡会について

### ◎ 視察都市の概要

海老名市は人口137,987人、59,899世帯、S46年11月1日に市政を実施して、昨年で50周年を迎えた若い市であります。

地域の広さは、26.59㎢で桐生市（274.45㎢）の約10分1といった比較的コンパクトなまちだという印象であります。そこには鉄道が3路線通り、9つの駅が存在しており、他の街からのアクセスも良く利便性も向上し、人口も4万人から14万人に増え、現在も発展を続けているまちであります。

2000年前の弥生時代には米で栄えたまちで、郊外は田園が広がっているのですが、現在は、区画整理も進み、圏央道も通り、驚くほど土地の価値が上っており、倉庫などが立ち並ぶようになっており、今後は、農地の担い手の確保や農地の確保、地産地消に取り組んでいくことに力を注ぐと共に、ただのベッドタウンにならないよう、まちの魅力発信に取り組んでいる。



●研修次第



- ・挨拶  
海老名市議会 議長 久保田英賢 様  
桐生市 教育民生委員会 委員長 久保田裕一
- ・歓迎挨拶  
海老名市長 内野優 様
- ・海老名市ヤングケアラーについて  
保険福祉部 子育て相談課 課長 山田志保 様  
保険福祉部 子育て相談課 子ども家庭相談室 室長 藤本理恵 様

### ●海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会の設置

海老名市におけるヤングケアラーへの対応は、令和3年6月の議会質疑答弁の中、内野市長が「年度内のヤングケアラーの実態調査を行う！」といった宣言から本格的にはじまり、準備期間を経るなか、令和3年9月1日に、「海老名市ヤングケアラー支援対応連絡協議会」が、設置され始まった。

海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会設置要項（資料1）では、児童が本来持つ子どもらしく生きる権利の回復を目指すことを目的とし、ヤングケアラーの定義、所掌事項が示されており、海老名市のヤングケアラー支援の取組方が示された。

その取組方として、令和元年7月に厚生労働省から示された、“児童虐待対策”としての要保護児童対策地域協議会の役割（構成機関に対して周知し、実態把握に努めるとともに、学校・教育委員会との情報共有に努め、併せて高齢者福祉、障害者福祉を所管する具署との連携を図る）に“ヤングケアラー対策”が加わった形になっており、そうした新たな周知を関係機関と連携をとり進めていく中、“ヤングケアラーへの支援”が動き出した。



### ●海老名市ヤングケアラー支援の要点

海老名市の支援として、求められる主な取り組みとしては、周囲の大人がヤングケアラーの存在に、早期に気づくことがポイントであり、そのためには①周知啓発として研修会の開催などを行うこと。②関係機関との連携による実態調査をすること。③海老名市独

自のアセスメント基準（ヤングケアラーの客観的に評価・分析）の作成をしていくということ。

また、ヤングケアラーへの包括的な支援を進めていくにあたり、構成組織のネットワークを構築するため、連絡会（海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会）を設置し、事例の研究や支援のあり方の検討会を持つということである。

### ●海老名市ヤングケアラー連絡会の構成組織

この連絡会（海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会）は、子どもの「健康を守る権利」、「教育を受ける権利」や社会生活において同世代の子どもたちとの関係性を作る「育つ権利」が侵害されている恐れのある「“ヤングケアラー”への支援」を行うための分野横断的な組織である。

- ・福祉政策課（民生・児童委員会、保護司）
- ・生活支援課（生保ケースワーカー、自立支援相談、ライフナビ）
- ・障がい福祉課（障がいケースワーカー、相談支援事業所、児童通所、放デイサービス）
- ・地域包括ケア推進課（高齢ケースワーカー、地域包括支援センター）
- ・介護保険課（介護事業所）
- ・子育て相談課（要体協事務局）
- ・教育支援課（教育委員会における独自取り組みの所管、S S W）
- ・学び支援課（学童保育、学習支援事業）
- ・社会福祉協議会（生活支援コーディネーター、基幹地域包括支援センター）

（ ）は、各課が所管する専門職、関係機関、事業所等。

### ●海老名市ヤングケアラー連絡会での検討事項

こうした連絡会（海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会）での検討の結果、以下の事項が掲げられ実施されていくことになる。

#### <検討事項>

- ・研修会の開催・・・・・・・・・・（周知啓発として研修会の開催済）
- ・実態調査の実施・・・・・・・・・・（関係機関との連携による実態調査済）
- ・市民等への周知啓発・・・・・・・・・・（市役所エントランスにおいてパネル展示済）
- ・海老名市版アセスメント基準・・・（R4年度に策定予定）
- ・関係機関の連携に向けた情報交換・（R4年度、発見から支援までの体制）
- ・その他、ヤングケアラーの早期発見、把握、支援の推進に必要な事。

## ●海老名市ヤングケアラー連絡会での実施事項

### <研修会の開催>

連絡会での検討事項を得て、10月には作業部会が開催され、26日には実態調査をするにあたり、まず関係機関において、ヤングケアラーに対する正しい認識を持っていただくとことを目的として、ヤングケアラーに関する研修会が開催された。

#### ① 要保護児童対策地域協議会 児童虐待防止研修会

「ヤングケアラー支援体制の構築に向けて」

日時：令和3年10月26日（火）14時から16時

場所：文化会館大ホール

講師：一般社団法人 日本ヤングケアラー連盟理事 堀越栄子氏

参加者：関係機関職員 113人

#### ② 虐待防止週間パネル展示

・市役所エントランス（11/15～25）

・三井住友銀行駅前ショーウインドウ（11/12～18）

## ●ヤングケアラー実態把握調査の実施

### ・実態調査の実施（資料2-1参照）

また、関係機関におけるヤングケアラーへの認識度や、ヤングケアラーの実態を把握し、普及啓発事業や支援を検討していくための基礎資料とすることを目的として、実態調査を実施。

連絡会の作業部会において、調査内容や調査対象などの検討を重ね、各課が所管する関係機関への調査依頼や調査解答の取りまとめなどを行い、事務局によりデータの集計を行う。

調査実施期間 令和3年12月8日（水）～28日（火）

調査対象 市内の24種の団体及び関係機関

### ・調査依頼及び調査票一式（資料2-2）

## ●教育委員会の取組

・中学生向け啓発チラシの配布（資料3参照）

・中学生対象実態把握調査の実施（資料4参照）

ヤングケアラーの質問事項について(回答)

### ◎事前質問

### 【ヤングケアラーの認知について】

質問 1. ヤングケアラーと思われる子どもの調査方法について。

調査の種類(アンケート用紙、Web など)、調査対象者、調査をする人、調査の機関、時期についてご教示願います。

- ・ 調査の種類…アンケート用紙(記述様式)
- ・ 調査対象者…海老名市立中学校 1～3 年生(令和 3 年度実施時は、3,363 人)
- ・ 調査施者…担任等
- ・ 調査期間…令和 4 年 1 月 17 日～1 月 28 日

質問 2. 調査によりヤングケアラーとなった子どもの認定方法について。

社団法人日本ケアラー連盟の定義のほかに、市独自の基準を設けています。設けている場合は、独自の基準をご教示願います。

今回の調査においては、ケアラー連盟の定義を用いて回答いただくよう説明をしています。今後、「ヤングケアラー支援対応連絡会」の中で、国のアセスメント基準をたたき台として、海老名市独自のアセスメントシートを令和 4 年度内を目標に作成していきたいと考えています。



【ヤングケアラーへの支援について】

質問 1. ヤングケアラーへの支援につながる流れ、行政として具体的な支援内容についてご教示願います。

質問 2. ①で支援している場合、支援内容に対し、それぞれの担当部局とその予算についてご教示願います。

今年度は、ヤングケアラー支援に関する予算は計上しておりません。また、支援の流れや具体的な支援策については、実態把握調査の結果を参考にしながら、検討してまいります。

◎当日質疑：

久保田委員： 海老名市のヤングケアラー取り組みの特徴として、連絡協議会の設置が1つの特徴だと考えられ、名称だけを見ると、外部組織との連携連絡協議会だと思われるが、庁内の連絡協議会、その下にぶら下がる各施設や組織の意見を吸い上げて、連絡協議会で協議をしているといった位置づけでよろしいのか？

もう1点、連絡協議会で、完全な外部との関係、児童相談所とか、警察とか完全に市とは違う場所にある組織とのやりとりの位置づけがあれば教えてほしい。

藤本室長： ヤングケアラーの取り組みは、要対協（海老名市要保護児童対策地域協議会）の組織の中の一つに位置付けられている。

要対協というのは、虐待児童の支援を行うための組織なのですが、その中には児童相談所や警察とか医療機関、教育機関、そういったものが入っていますので、そこら辺は連携をしている。

実際に、まだ先の話になると思うが、ヤングケアラーのお子さんの支援を具体的に行うとなると、個人情報のやりとりをするような形になるが、要対協というのは個人情報のやり取りを守秘義務という担保で行なっており、ヤングケアラーは要対協の中に位置付けています。

佐藤委員： 海老名市では、市長が実態調査をしようと言をし、本格的な取り組みになったという話ですが、以前からヤングケアラーの問題は、常につきまとしていて、いろいろな問題を解決していった

とっていますが、改めて宣言し、実態調査をするということで、連絡協議会を作ったという過程でよろしいのでしょうか？

藤本室長 : 前までも、個々のケースとしては、虐待におけるお子さんは一人、二人と居たのですけれども、それを市全体の組織（連絡協議会）として、取り組んでいこうというキッカケになったのが、昨年の市長のお言葉です。

河原井委員 : コロナ禍の中で、なかなか調査が難しいと思うのですが、一般的にヤングケアラーにしても、引きこもりにしても、虐待にしても、当事者の家庭は、なるべく表には出たくない。

なるべくなら、うち内で解決していこうと言うことが一般的な考えだと思うのですが、うまくいくところの対処法として、こうした色々な関係者が担当していくことだと思っていますが、こうしたところの把握の仕方が非常に難しいと思っています、こうした苦労をされたところや、方法などの事例を教えてください。

山田室長 : ヤングケアラーに限らず、虐待の通告なども、やはり目をつむるという、もしかしたら虐待ではなか！？という 通報したということで、何か、自分の違う方向になるのではないかという、みなさん通報に関しては、躊躇なされていると思っています。

私たちは、虐待関係に対しては、周知啓発への取り組みで、そういった中で、教育委員会とか、保育園とかで、あらゆる事業所さんに対して、虐待だけではなくて、ネグレスト育児放棄というご家庭も大変に多くて、そういった中に、ヤングケアラーのお子様が入ってきていると思っています。

虐待という部分の啓発を進めていく中に、ヤングケアラーのお子様もいて、新たな取り組みに、虐待とヤングケアラーの啓発といったところもちょっと力を入れている所で、パネル展示もやっているが、そういった副題として、ヤングケアラーのお子様として、そうしたお子さんがいた時に、広く周知していかなければならないと思っています、もう1歩踏み込んでいるところです。

学校でも気になる子はいても、行政に対して相談する事は、なかなか通報されにくい状況で、学校の中で解決している。そこからさらに、学校だけではなくて行政とか他の機関でも対応していると言うことを、進めている途中です。

河原井委員： 支援を進めるにあたって、親が認めないケースがあり、行政だけだと会えない場合や、児童相談所の人が行っても会えない場合が現実的にあるわけです。

こうするとやはり、警察を入れなければ、会えないというのが現実で、そこを頻繁にやっても会えない場合に、最悪のケースになってしまう、悲惨な事件になっているというのが現実です。そこは非常に難しいのですが、親の権利と言うのは、ガードが固く、そうした場合でのお子さんはどうしたらいいのか？

山田室長： まさにその通りですよ！拒否的な家庭と言うのは、ヤングケアラーに限らず、やはり、いらっしゃいます。

良い距離を保ちながら、もちろん私たちでもできるところから、訪問をして寄り添っていく事はしています。けれども、私たちにはお子さんの安全確認をすると言うのが第一の仕事になりますので、これができない場合は、学校もそうですけれども、何日以上子供が登校しない場合は、確認すると言うことで動いている。

我々も同じように確認できない場合は、児童相談所、警察にお願いするしかありません。

頼んでいく場合、第一報の立ち入りとかできる機関は、児童相談所、警察になってしまうので、そこは密に連携をとりながら児童相談所さんの指導を受けながら対応しています。

辻委員： 10月26日に、研修会で理事に情報をいただき、それから、12月からの調査を始めたと言う事ですが、連絡会の方々はそれなりに理解していると思われませんが、24団体の関係機関の方たちは、私たちもそうですが、ヤングケアラーの実態になじみがありません。ですから、その辺についてご苦労など何かあったらお聞かせいただければ思っています。

藤本室長： 学校現場ですとか、介護の事業所、事業者関係の人はある程度ヤングケアラーの認識はお持ちだというのが、我々も感じたところですよ。

民生委員さん、海老名市地区の6地区ですけれども、定例会に全て、我々はお邪魔して調査票を持って、ヤングケアラーとはこういう子供たちなのだという説明から始めて、調査協力をお願いいたしました。



民生委員さんは、一人一人が親方のような人たちなので、自分たちの地域を見守っているすごく責任感のある持ち主の方々であります。

自分たちの地区に、こうした子供たちがいたらどうしようか！？と言う戸惑いも感じられていたようです。

また、何よりも自分たちは高齢者の中心だから、そんな子供たちまでは把握できないと言うようなお声が、ほぼ、ほぼ、90%以上聞こえてきましたが、今回、ヤングケアラーに関しては丁寧に訴えてきたので、全ての民生委員さんには伝わったのかと思っています。

結果がどうこう言うよりも、今回、認識を高められたと思っています。

実際に、お子さんがヤングケアラーなのか！？お手伝いの範疇なのか！？と言う疑問や戸惑いが民生委員さんの中にはあると思われ、その辺の明確な区分と言うのを、わかるような基準を作ることが大切だと思っています。

辻委員 : あと年代別の人口を見ると、桐生市よりも若い方が多いのではないかと見られ、当然、お子さんは、桐生市よりも構成は多いと見ています。また、夫婦で共稼ぎとかも増えていると思われ、そういったことから、ヤングケアラーという情報につながり、市長さんもヤングケアラー支援に目を向けていったのか？

山田室長 : 私たちも、毎日、ヤングケアラーに対して、何かやらねばならないと言う気持ちは、あったのですけれども、まず、実態もわからないですし、本当に、どれくらい皆さんがご理解されているのか？と言うことも、今ちょうど精査する所ですので、今年の夏ぐらい、年内にはできると思います。

以前、毎週のようにヤングケアラーのことが取り出たされていて、そうした事で、先ほどお話があったようになったのか！？

私たちも何をすればいいのかわからず？と言う状況ではあったのですけれども、とにかく何をしたら良いのだろうと言うことを知るためにも、いろんな方の声を聞いた方が良いのではないかと、言うことで、調査をしたのですけれども、それはヤングケアラーの洗い出しと言うよりも、本当に実態の見える事業者間とか、そういった先生方、そういったところが、どういった認識を持っているのか？割合とか？とにかく、これから何を課題にして

取り組んでいったらいいのか？と一言を確認させていただくための調査と一言することで、やらせていただいております。

辻委員 : ありがとうございます。  
研修会ですが、これから続けるような事はあるのでしょうか？  
ちなみに、1回目の研修会の時、出席者はどうだったのか？どのぐらいの人たちが、手を挙げて参加されていたのか？  
また、民生委員のすべての人たちに周知して説明会をしたと言いますが、他の方たちに対しては、こういったことを行なったのでしょうか？

山田室長 : 民生委員さんや保護司さんなんかも、直接お伺いさせていただきましたが、事業者さんの集いは、なかなかコロナ禍なので、通常の時であればケアマネさんなんかも、来る機会があったのですが、そういったところには、研修会のご案内をさせていただき、調査の方をダイレクトに、お話しさせていただいたという流れになっています。

研修会のほうは、民生委員さんがかなり多く出席していただいたと思っています。

高齢や障害の事業者さんが、少な目だったのが残念だったのですが、逆に調査を試みる  
と、もう認識しているという声が多かったので、ある程度認識しており、底上げや統一した議論をできるように働きかけをしていかねばならないと思っています。

人見委員 : ヤングケアラーの実態調査をすると言っているのは、小学生、中学生に関しては、学校の方である程度は把握できる。ただ、高校生に関しては、どういう形でやれたのか？

また、市外からも来ている学生もいらっしゃると思うのですが、そういう中で18歳以下がその対象という形になっていると、小中学校からやれば該当すると思うのですが、高校生と言ったところの調査と言っているのは、どのような形でやれるのか教えていただきたい。

山田室長 : 今回の調査は、お子さんに対して直接行ったものではなく、お子さんを取り巻く関係機関の受け持ちのケースで、「ヤングケア

ラーに該当する子供はいないですか？」という調査をしたので、その中に高校生もいれば小学生もいると言うようなものです。

また、高校生対象の調査は、まだできていません。

人見委員 : 全体的には、18歳以下の状態がどうなっているのか分からないのですけれども、ほとんどもう網羅できていたと言う考え方で良いのでしょうか？例えば50%から60%？調べたのか？と言うような・・・

山田室長 : 調査がどのくらい進んだか？網羅できたのか？答えることは難しい。

調査の対象機関と言うのは、福祉関係のサービスが入っているご家庭しか見えていません。全体の何%調査されているのかと言うのは、非常に難しいと思っていますが、民生委員児童委員さんが全体的に見てくれていると言う議論で言えば、民生委員さんが全部把握しているわけではないので、なかなか見えない。

今回の実態調査では、まだまだ結果は、はっきり出ていません。けれども、我々連絡会のメンバーの中で、いろいろな意見があったのですが、もう少しヤングケアラーの定義アセスメント基準がきちっとしたところで、もう一回調査を入れたいという意見がありました。

学校で、そのまま行った、生徒に対しての調査についても、まだまだ、生徒一人ひとりのヤングケアラーと言う認識は正確ではない。だから、もう少し、そこはヤングケアラーに対する認識を理解したところで、また、もう一度やるべきではないかと言う考えです。

今回、やったことに意義があると言ったような、結果の数字がいくつだったか？何人だったか？と言うよりも、いるか？いないか？確かにいる！じゃあスタートを切ろうじゃないか！と言う。そんなスタートダッシュでした。きっかけ作りだったと考えています。

辻委員 : ケアラーの定義を改めて作るという事ですが、実際にいじめもそうなのですが、本人が何とも思っていなければ、それは何でもなくなる。

ケアラーの1番の問題って、小さな時からそういう環境の中にいて、自分は無理をしていると言うことに気づかないと言うことが、1番の問題かなと思っています。

その中で、うまくいってればいいのではないのか！？とありますが、実際に周知する中、気づかせたほうがいいのか?気づかせないでそのままにしたほうがいいのか?これから問題になると思われませんが、そのことに関して、どのように考えているのか?

その方向性がありましたらお聞かせください。

山田室長 : 国がアセスメントの方向性を示していくと思うのですが、ただ叩き台として、海老名市なりのアセスメントを作ろうと思っています。ただ、その議論の中で、そういった意見も出てきている。寝ている子供を起こして、果たしてその子供を救えるのか? そういう道が、幸福なのか? そういった議論といたるところも思うのですけれども、そういう意見を踏まえながら、アセスメントシートで……

やはり大人が気づいてあげるしかないのかなと思っています。

まずは、子供が声を上げやすい環境を作ることが大事で、早期発見に関しては、大人がついてあげられるか? その子は何を求めているのか? こうしたところをアセスメントシートで、どれだけピックアップできるのか? 今後も一大作業になると思っています。

辻委員 : そうしますと、経済的な問題と言うのが、後天的に明らかになって、そのお子さんたちをケアラー予算づけしていかななくてはならないと思うのですが、予算付けまでお考えなのでしょうか?

山田室長 : 国の方でも国の政策ができていて、こういった事業をやったらお金をあげると言うところに エンジンみたいなものをぶら下げてきておりますけれども、その中で出来る事業を選択して、来年度予算として組んでいきますので、これからの議論になると思われれます。

各課で、どんなことができるのかと言うことを、掌握したいと思っていますし、既存の事業プ

ラス、こんなことにもできるのか? と言うこともあるかもしれませんが、そういった研究は

やっていかなければならないと思っています。

辻委員 : ありがとうございます。先進事例として期待しており、教えていただければと思っています。

◎ 参考になる点及び課題

海老名市としては、先進事例の少ないこの題材に対して、海老名市独自の連絡会を立ち上げましたが、その構成組織、検討事項、実施事項など、海老名市の実情に合わせた独自の視点に基づいて考えられているので、桐生市としてベストな支援策を作り出す考え方や、ノウハウとして役立つと思われる。

また、作成された実態調査表は、桐生市独自の実態調査表を作成する場合には、非常に参考になると思われれます。

◎ 視察成果による当局への提言または要望等

海老名市のヤングケアラー支援は、非常にスピード感のあるものだと思います。

やはり市長の宣言や明確な目標提示（早期の実態調査の実施）とリーダーシップに、職員の皆様方が、それを実現させるために、真摯な取り組みで目標を達成させたことであると思われれます。

現在、国としても、他の自治体としても、素早いスピード感を持ってヤングケアラー支援が進められておりますが、本市としても、“児童が等しく持つ子供らしく生きる権利の回復”をさせるための、そうした取り組みをお願いいたします。

## 桐生市議会 教育民生委員会 行政視察 報告書

視察都市：兵庫県 神戸市 （人口 1,508,996 人 令和 4 年 4 月 1 日現在）

視察期間：令和 4 年 4 月 27 日(水) 10:00～11:30

視察項目：こども・若者ケアラー支援について

### ◎視察都市

神戸市の推計人口は、1,518,943 人、明治 22 年 4 月 1 日市制を実施して市域拡張を編入し現在の面積 557.02k として発展をしている。豊かな自然と文化に恵まれた歴史豊かなまちで、世界有数の港と、六甲山系の美しい自然、丘陵地に展開する坂の街並みが広がる魅力ある都市、南北に二分された瀬戸内海から成っている。阪神・淡路大震災からの復興を図る新たなまちづくりは、非常に厳しい財政運営がのしかかっている。

財政の健全化を保ちつつ街の魅力を高めていく取り組みを 21 世紀における神戸のまちづくりの最高理念「世界とふれあう市民創造都市」として着実に進めている。

そして、神戸市は、全国でも有数のヤングケアラー支援に関しての先進都市である。



## ◎視察概要

挨拶 神戸市議会事務局 施設調査課長 松下 様  
桐生市教育民生委員会 委員長 久保田裕一

説明 神戸市福祉局 政策課 担当課長 上田智也 様

### (1) 説明趣旨



今回、“こども・若者ケアラー支援について”、ご教授を頂いた上田課長は、市長の特命を受け、神戸市のヤングケアラー支援の、庁内関係部署を集めたプロジェクトチームの中心者である。

ヤングケアラー問題は、一言で言えば、福祉職 36 年の上田課長曰く、以前から家庭の中に

あった手伝いという助け合いの生活が、責任として子供達に重くのしかかり、こどもの健全な育成が妨げられ、大人になった段階で様々な弊害が出て問題となっている事だという。

そうした、言わんとすることは、関西で放映された「読売 TV【特集】“ヤングケアラー”クラスに 1 人か 2 人いる…」)

- ① 認知症の父親のケアを、母親が仕事でいないときにケアする小学 6 年生の日常のドキュメンタリ
- ② 祖母と母親の介護と引き換えに、空白の 20 年間で過ごした、42 歳の元ヤングケアラーの男性のドキュメンタリー。

[https://youtu.be/s73iT53Cd\\_M](https://youtu.be/s73iT53Cd_M) により、深く認識し理解できる。

### ● 神戸市の特質と、それに至るまでの経緯。

ヤングケアラーに関しての神戸市の特質すべき点としては、ケアラーの対象者を子供だけでなく、20 代の若者も対象とし、こども・若者ケアラー支援としております。



**何故、神戸市ではそのような取り組みになったのか？**

それは神戸市で、令和元年10月、20代の若者ケアラーが、同居していた認知症の自分の祖母(90歳)を、殺害してしまうという痛ましい事件が、発生したことによるものでした。

その事件の真相を追いかけていたジャーナリストによれば、まず、自分の祖母を殺めてしまった20代の若者ケアラーは、両親の離婚により幼少から祖母に育てられ、祖母からの愛情を一身に受け、大学にも出してもらい、何不自由なく育てられていた。

祖母は年老いていく中、認知症になっていった。認知症になった祖母の面倒は自分が見ると決心し、自身も親戚も当然の事として、そのことを受け入れ、一人で祖母の介護をすることになった。

大学を卒業し就職も決まり、自身の環境が一変した頃、祖母の認知症が悪化(徘徊、暴言、暴力、粗相)していった。

そうした環境の変化は、肉体的にも精神的にも、自身を追い込んでいったが、そんな状態でも周りは手を差し伸べず、孤軍奮闘で頑張らざるおえない状況だった。

そんな身も心も限界に達していたある夜、とっさに、自身の祖母に手をかけ殺めてしまったという……そうした悲しくて、やるせないものだった。





事件の真相を知った関係者は衝撃を受けた。

また、一番衝撃を受け、心を痛めたのは市長だった。

そして市長は特命事項として、福祉局で福祉関係のさまざまな部署や長年所属し支援の道に精通している職員に「なんとかならんか!」「なんとかするんだ!」と、ヤングケアラー支援組織の立ち上げの指示を出し、ヤングケアラー支援が動き出した。

そして、そうした経緯から支援は子どもだけではなく、20代の若者も対象となり、神戸市では“子ども・若者ケアラー”となった。

#### ●神戸市のスタンス

神戸市において、ヤングケアラーの存在は薄々明確ではないが分かっており、今回の痛ましい事件からも、ヤングケアラー問題は大きな福祉政策の隙間の中で取りこぼされていたものであると認識されている。

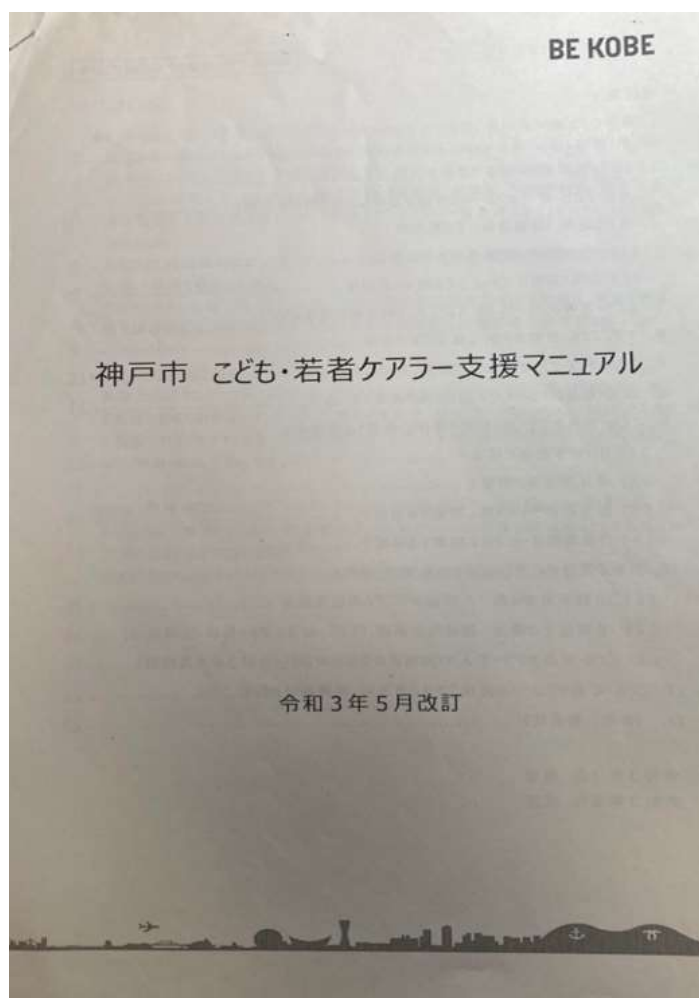
また、神戸市ではヤングケアラーは確実にいるというスタンスで出発し、実態調査は先んじて国の方で行っているため、そのデータを使う事とし、何よりも先の悲しい事件を二度と繰り返してはならないとする、早急なる支援への取り組みを実現させることを優先させるということが神戸市の特質だと思われ、そうした現場の機転は、スピード感のある支援への取り組みがなされている。

#### ●神戸市の主な取り組み

令和2年度では、全国的にもヤングケアラー支援の実例の少ない手探り状態の中、庁内調整を図り、ケアラー支援に関係すると思われる部署（福祉局・教育委員会・学校関係・子ども家庭教育・児童虐待など）を編成し、その幹部を集合させプロジェクトチームを発足させ、市長からは、ヤングケアラーの年内掌握の指示のもと、各部署、それぞれが関係機関（区役所・生活保護受給者・

ケースワーカー・介護事務所・ケアマネージャーなど) に、ヤングケアラーへの認知、存在などのヒアリングを実施し、76件の事案を集めた。

\* (取り組み方や、具体例は、“神戸市 こども・若者ケアラー支援マニュアル” に記されている。)



BE KOBE

神戸市 こども・若者ケアラー支援マニュアル

令和3年5月改正

令和3年度からは、・相談窓口を設置し、関係者や当事者からの相談を受け付け、事例など検討する中、情報を皆で共有し合うことや、身近な方々への理解の促進として、学校、福祉、児童の関係者に対し、研修や事例検討会を通して、子供・若者ケアラーへの理解の促進を図った。そして、・交流と情報交換



(※ 資料 2 参照)

◎質問事項

河原井委員：こどもケアラー世帯への訪問支援事業を新規（R4年8月頃予定）に始められるということですが、サービスを受ける場合には親の同意が必要になり、親がそのサービスを受けさせない場合もあるとのことですが、ある程度強制的にサービスを受けさせることは可能なのでしょうか？

上田担当課長：ネグレストのある親の場合には、強制的に児童虐待防止の強制的管理ができ、親への導ができますが、そこが微妙なところで、こどもの健全な育成に対して、本当に悪影響が出るようなら権限が介入できますが、ただ場合によっては、お母さんが、お婆ちゃんや親の介護に頑張っている中、こどもがその手伝いをするによって、健全に育成される場合もあるので、その時々ケースを見ていく必要がある。

人見委員：庁内連絡会議の窓口というのは、どのくらいの割合で開かれているのか？また、庁内各課で受け持つ色々な相談窓口があるが、具体的な支援内容の話し合いは持たれるのか？そして、相談窓口への周知はどのように行っているのか？

上田担当課長：庁内連絡会議は、昨年度立ち上げ、年4回ほど行っています。本年度は6月を予定し、年間で予算要求する状況を交え、新たな課題が出てから開かれます。

会議には事例が出てきますが、関係機関が集まり、推進会議を行うことによって改善をしていく。また、具体的なイメージを共有して、それぞれの所管が「自分達が自覚を持って、やらなきゃいけない」と思うような、事例会議というものもあります。

相談窓口の周知に関しては、リーフレットを作成して学校など色々なところに置き、教育機関、教育委員会が、しっかりと周知する形で広げています。福祉関係のネットワークに関しては、社会福祉協議会を通して周知しています

また、ヤングケアラーに対しての視点を持って貰おうと、ハローワーク部門と連絡会を持ちました。今後は、大学のカウンセリング関係と連携していこうとしています。

久保田委員 : 今回、担当課、担当窓口を福祉局に置かれたという形になりましたが、教育委員会や  
色々な縦割りの中で、どのような議論がなされ、どのような経緯で決まったのか？

上田担当課長 : 全国の窓口20カ所ぐらいを調べたところ、自治体で窓口を作られているところは、子ども関係部署と児童相談所でした。あとは教育関係があるかとは思いますが、最初から若者ケアラーを入れることになりますから、こども家庭局では離れてしまうので、介護サービスに密接に関係している福祉局、生活保護局が連携するためのキーとなり、社会福祉は健康局と家庭局と一緒に大きな組織だった。  
それと、神戸市は、昭和50年代初頭から、多くの福祉職の採用をしてきて、人材が福祉局の中にもあり、福祉局の中に置かれたのだと思う。

久保田委員 : 続けてもう1点、国とのやりとりのお話が出てきましたが、今後も今もそうですが、ヤングケアラー支援に対して、市独自で支援事業を行う場合に、国庫からの補助金の情報があれば教えていただきたい。

上田担当課長 : 今の所、新たな制度を構築させるというよりも、既存の制度をうまく流用できないかと思っている。しかし、新たにヤングケアラー支援の関係機関が集い会議を開催するのも、それが業務としてなされるのかという議論があります。例えば、ケアマネジャーの加算の形態要件に関係機関との連携がありますが、具体的なものがないので、それは解釈通知で可能になるはずだと思っている。そうした解釈をすることで、別に新たな費用負担を増やさなくても、既存の中で回せると考えています。ですので、今のところ考えているのは、そういうところの運用です。

今の課題としては、窓口を開設して1年が経とうとしているので、今年度中に課題を整理して必要なものがあるのなら、令和4年度に要求しようと考えている。



◎ 参考となる点及び課題

神戸市の取組みの場合は、先の悲しい事件からの出発で、「ヤングケアラーはいる！」というところから出発し、合理的に市独自の実態調査はおこなわず、国のデータを使い、即支援対策に取り組んでいる。

また、中心者は、ヤングケアラー支援に情熱を持っている人物で、要対協に精通した高い経験値と実績を持った福祉職員をリーダーにつけ、今ある制度の活用を展開させている。

そして、庁内調整を図りプロジェクトチームを発足させ、各部署、関係機関との定期的な検討会を持ち、神戸市で必要と思われる支援策を導き出し推進している。

そうした点が、参考になると思われます。

◎ 視察成果による当局への提言または要望等

今回、ヤングケアラーの先進都市である神戸市の視察をさせていただきましたが、最初にヤングケアラーの特集・関西で放映された「読売 TV【特集】“ヤングケアラー”クラスに1人か2人いる…」)

[https://youtu.be/s73iT53Cd\\_M](https://youtu.be/s73iT53Cd_M) を見て、ヤングケアラーの実態を認識することができました。

また、今回の説明の中で、神戸で起こってしまった20代の若者ケアラーが、同居していた認知症の自分の祖母(90歳)を、殺害してしまうという、悲しくやるせない事件の真相を知った時には、心が揺さぶられ「なんとかしてあげられなかったのか!？」という気持ちになり、“ヤングケアラー支援に

対する熱い思い”が込み上がってまいりましたが、ぜひそうした内容を認識し把握していただければと思っております。

また、神戸市さんからの資料（こども・若者ケアラーへの支援）も、資料-2として添付させていただきましたのでご覧ください。

そして、具体的な支援要望としては、各委員さんが視察報告書で示されておりますので、ご覧になっていただければと思っております。

いずれにいたしましても、桐生市においては、神戸市のような悲しい事件が起こってしまう前に、早急なるヤングケアラー支援を行なって頂きたいとの要望をいたします。

## 桐生市議会 教育民生委員会 行政視察 報告書

視察都市:静岡県 浜松市 ( 人口 794,160 人 令和 4 年 7 月 1 日現在)

視察期間:令和 4 年 4 月 28日(木) 10:00~11:30

視察項目:ひきこもり地域支援センターについて



### ◎ 視察都市

浜松市は、静岡県西部の主要都市であり、約 80 万人の人口を有する政令都市です。

戦時中は軍需産業の生産都市のために太平洋戦争で焼き尽くされた。

戦後、本田技研が設立され、先端技術産業などが集積され一大産業都市となり、12ヶ所の工業団地づくりがされてきた。

都市近郊的農業が盛んな平野部、豊富な水産資源に恵まれた沿岸部、広大な森林を擁する中間地域と全国に類を見ない多様性を有する国土縮図型の都市である。県庁所在地ではなく、大都市にも近接しない一地方都市でありながら、積極果敢な進取の気風「やらまいか精神」のもと、国内有数の産業都市として数多くのリーディング企業を生み出し、自律的に発展してきた。

「新たな時代を拓くチャレンジ」を掲げ、「若者がチャレンジできるまち」、「子育て世代を全力で応援するまち」「持続可能で創造性あふれるまち」の3つを基本目標に市



政運営に取り組んで、産業と文化の調和のある豊かな人間都市の実現へ向かっている。

## ◎ 視察概要

挨拶・説明 ひきこもり地域支援センター 相談支援グループ長 池田千穂 様  
ひきこもり地域支援センター 保健師 松井玲子 様

---

## ◎ 説明趣旨

### (1) ひきこもり地域支援センターの開設

浜松市では、「精神保健福祉センター」を平成 19 年に開設し、精神保健福祉推進事業、自殺対策事業、ひきこもり対策推進事業、法定業務を対象とした取り組みを開始した。

そして、平成 21 年 7 月 1 日に、行政(浜松市保健所・浜松市精神保健センター)で行っていた引きこもり相談と民間の N P O 法人(E-JAN)が行ってきた不登校支援やひきこもり訪問支援の機能を統合させた官民共同センター「ひきこもり地域支援センター」が設置された。

### (2) 職員体制

職員体制としては、行政側としては、医師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士が配置され、N P O 側としては、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士と、配置されており、こうした配置構成をすることにより、協力してそれぞれの専門性が活かされるようになっている。

また、そうした、「ひきこもり地域支援センター」は、ひきこもりに関する普及啓発や関係機関との連携を図るところであり、そして地域における引きこもり支援の拠点であり、ひきこもりに特化したひきこもりの状態にある本人や家族の相談窓口である。そこは、引きこもり支援コーディネーターが本人や家族の来所相談や支援を行い、自立支援を行うところでもあります。

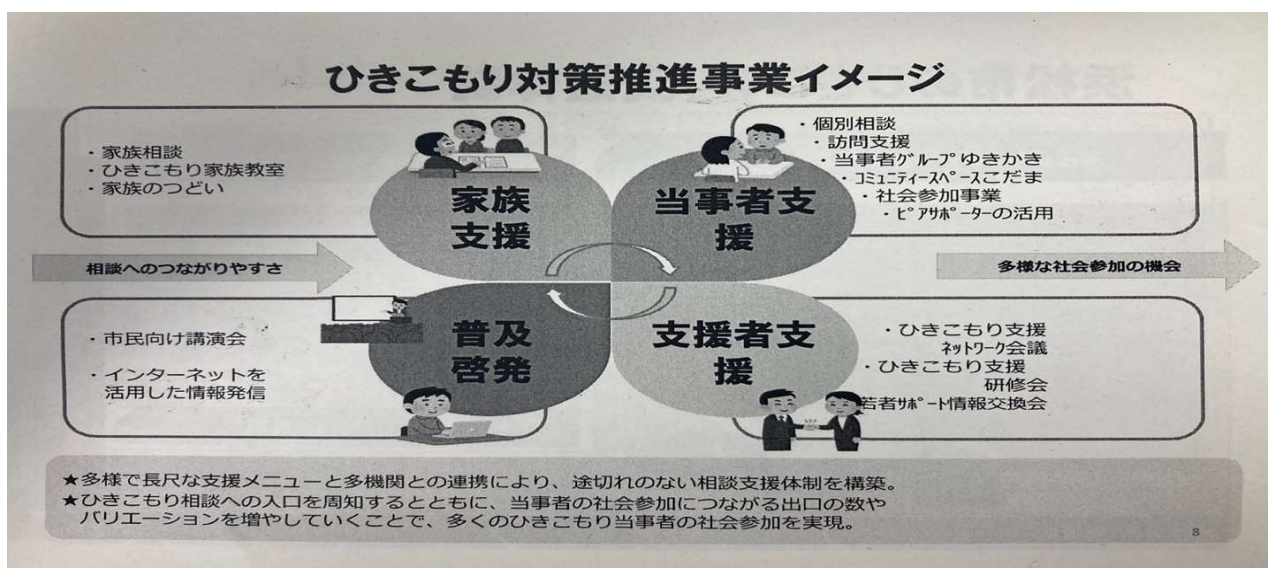
### (3) ひきこもり相談の流れ

事前の質問事項でもありましたが、相談支援の流れについての説明では、まず、精神保健福祉センターへ相談申し込みの電話を頂き、その次に本人やご家族の話をお聞きし、状況の整理に

努める。個別の相談では、ほとんど、本人からの相談はなく、本人へ関わり方につ

いては、ご家族と一緒に考え、稀に本人が現れた場合には、本人の気持ちの確認して行く。次に、専門性を持った職員の方々との協議の中、支援策を検討・決定し進めていく、そして、状態に応じて再検討など見直していく。支援においては、個別の相談の継続や、交流スペースやグループ活動への勧め、訪問し出向いて行くことや、他の相談機関(学校や医療機関など)への紹介や連携を進めている。

### コミュニィスペース(こだま)



(4) 浜松市のひきこもり対策推進事業

- ・家族支援{本人への接し方講座、ご家族同士の共感の場の提供など}
- ・当事者支援。{当事者への個別相談、訪問支援、サークル(ゆきかき)やコミュニティスペース(こだま)}
- ・普及啓発。{インターネットを活用した居場所の案内や情報発信。市民向けのひきこもりの講演会。}
- ・支援者支援。{ひきこもり支援ネットワーク会議(関係支援機関と地域課題の会議)や、ひきこもり支援研修会(ひきこもりについての理解を深めてもらう研修会など)以上のことが、「ひきこもり地域支援センター」で行われている。

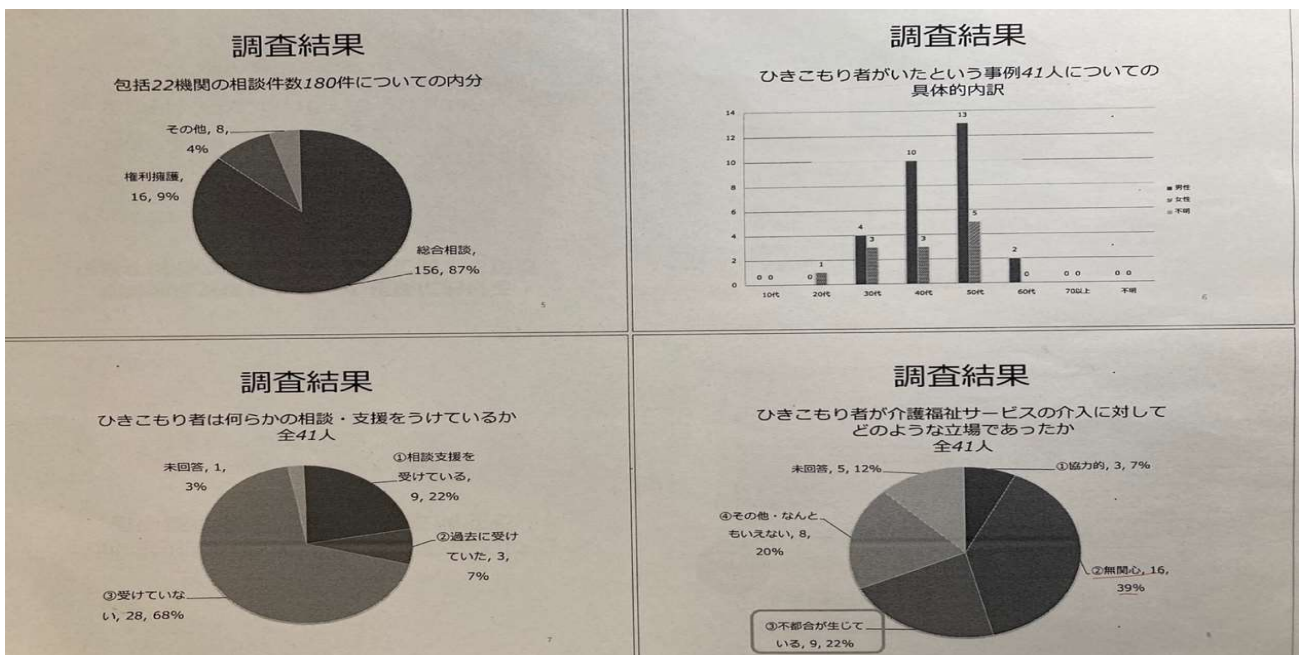
● 中高年齢層のひきこもり支援に関する調査(地域包括支援センター相談における)

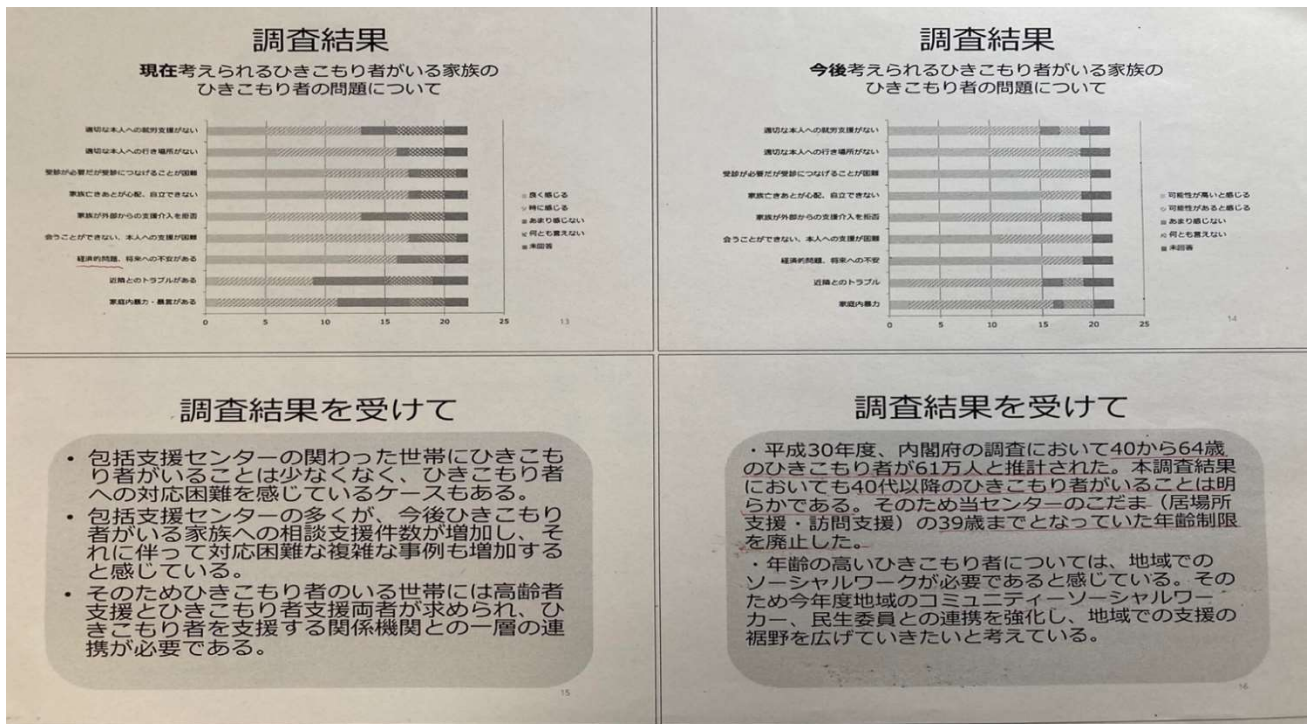
- ・平成 30 年 10 月 1 日～11 月 30 日まで
- ・全国精神福祉センター協会(全国15ヵ所)アンケート調査
- ・調査の目的としては、社会的にも課題となっている 8050 問題についての実態調査。

地域包括センターが高齢者の福祉サービスを行なっている家族の中に、支援を必要とする中高年齢層の中に、ひきこもり者が同居している事例を算定されているということで、その実態を地域包括支援センターを通して把握するために行った。

※ 実態調査の結果として、29 年度内に包括支援センターで相談を受けたケース又は、サービスを実施した家族の中に、ひきこもり者がいたケースは、包括の職員の方に答えて頂く中、22 ヵ所包括支援センターがある中、13 ヵ所 59%あった。

※ 以下、調査結果





◎ 当日の主な質疑

Q: 現在、この「精神保健福祉センター」において、行政とこだま(N P O 法人)とにおいて、ひきこもり支を二重体制！？連携をして行われているということですが、窓口として、最初はこの「精神保健福祉センター」(行政)に連絡を入れて頂き、その後継続的な支援をこだま(E P O 法人)が行っているイメージでいいのか？(久保田委員)

A: 窓口は、「精神保健福祉センター」において受けていて、当事者のご相談も行政・こだま共にどちらもやっているという感じです。相談員が、こちらで受け、ケースによって、アセスメントを行い個別の相談に割り振って分散しているというところです。

例えば、行政官が必要な場合は、行政側で行い、その後、若い年代の方達がフリースペースなど使いたい場合などにつなげ、相談員がこちらで受け、ケース、ケースによって、アセスメントを行い個別の相談があがって行くことが想定される場合は、こだまで受けて頂いている。(池田グループ長・松井看護師)

Q: 今、お話いただいた行政官との調整というところで、今回私たちの委員会では、8050 問題にスポットを当てている部分があるのですが、特に年代が上の方ですと、長く就労されていないとか、例えば就労支援の問題と、ご本人の障害認定が受けられれば、そちらの就労支援があるとか、例えば、親御さんの生活状況、経済状況によっては生活保護が必要になってくる等、いろんな複合的な部分にお繋ぎする必要が、年代が上がれば上がるほど出てくると思うにですが、そういったところでの連携体制はどういうことになっているのか？全体像が見えないと、支援も難しい

のかなと思うのですが、事例を事前に資料を見させていただくと、浜松市さんが、幅広い年代の方のひきこもりの対応をなされているので、その辺の、特に上の年代の方の対応の部分で、どういった対応をされているのか、簡単に教えていただければと思います。(久保田委員)

A: 上の年代の方と言いますと、うちの方も大変だなと思っているところで、特に、上の年代で何歳ということは、決めてはいないのですが、年代が上の方になると、おっしゃるように親亡き後にどう生活をしていくとか、ケア的などがメインになってきて、なかなか学校に復学とか就労の道ということがやりにくいので、医療とかの連携をどうするのか、といったところになって行くのだと思うのですが、なので、なかなか、こういう支援の方策がある。じゃあこうしている。というのはなかなかないので、生活困窮者の機関と連携をして、ケア会議に参加して、支援して行くというケースもある。地域包括センターと場合によっては連携をして、お母さんからの介護の視点から入ってもらって、というようなところで、その方達と情報を共有して行ったりとかしています。(池田グループ長)

Q: 相談に来られる方、相談に来ないでひきこもっている方、隠す人、さまざまいると思うのですが、このケースの場合、相談には家族なり本人がくることは、少ないということで、関係者の方からこういう相談があって動いているわけで、だいたい、家族が抱え込み隠してしまっているということが多く、そういうケースは、関係者の方からでは、なかなか入れないと思うのですが、そうした場合、現実的にどういう風に、対応されているのですか？(河原井委員)

A: 実際、私たちが地域に潜在的にあるケースを、ピックアップする機能は確かにはないのですが、ご連絡いただけるケースの中には、地域包括支援センターが、お父さん、お母さんのところに入っていて、そこにどうもひきこもっている息子さんとか、娘さんとかがいるといったお話があったりして、こちらに問い合わせがあったり、まずは家族に、こちらに直接ご連絡をいただいて、お話を伺いたいとお伝えさせていただきます。多くの場合は、ご両親のどちらかからご連絡をいただいて、まずは来所に至るんですけども、確かに、8050 問題というところは難しいと言ったところで、もう親御さんが 70 代、80 代になっているので、継続的にここに通って相談をすること自体が、結構負担になるご家族も多いですし、途中で、中にはご病気で、相談に来られていたんですけども、急なご病気になったりとか相談が途切れてしまうケースもあり、できるだけ私たちとしても高齢者の方の支援をなるべく早い段階で、どこかで入っていれば、その段階で家族のホローをしながらそこから情報を得て行くことができるんですけども、高齢者自体がどこも繋がっていないケースなんかは、できるだけ包括には入っていただくようにして、もしそう言った形で、相談をずれても、その段階で

家族のホローをしながらそこから情報を得て行くことが、できるんですけど、高齢者自体がどこも繋がっていないケースなんかは、できるだけ包括には入っていただくようにして、もしそう言った形でご相談からはずれても、何かしらの関係機関から状況が確認できる体制というのは取るようにはしています。以前、民生委員さんから、呼ばれて、私たちの活動を教えてほしいと言ったお話があって意見交換をしたことがあるのですが、今先生がおっしゃっていたように、地域の中に民生委員さんが、把握はなさっているんですけども、なかなかご家族が相談に行こうという拒んじやう。ということがお困りだというお声はあります。粘り強く民生員さんも私たちのことを少し紹介して頂いて、このままだと、ご家族も共倒れになっちやうから、一回そう言ったところに相談を受けなよということで声をかけて下さる。ということをやってくださっていると思います。(池田グループ長)

◎ 参考になる点及び課題

今回の視察先として、8050 問題(80 代の高齢の親が、ひきこもっている 50 代の子供をケアしている。)に取り組まれている先進都市の浜松市を選びましたが、浜松市では、平成 19 年から、ひきこもり対策推進事業に取り組まれ、平成 21 年には、官民共同センター「ひきこもり地域支援センター」を設置させ、ひきこもりの相談窓口を開設しておりますが、そうした浜松市は、ひきこもり支援に対するノウハウを持っており、今後は、本来の不登校や若者のひきこもり支援から、年齢制限をなくした中高年の引きこもりにも対応して行くということです。

桐生市としても、民生委員さんなどから、中高年のひきこもり、8050 問題の情報が現在ぼんやりと出ており、今後はこうした 8050 問題の本質(親亡き後を見据えての中高年の子供の自立)のことを相談する窓口を開設していくべきだと思われませんが、こうした先進事例のノウハウやプロセスが、参考になると思われま

◎ 視察成果による当局への提言または要望等

8050 問題(80 代の高齢の親が、ひきこもっている 50 代の子供をケアしている。)の本質(親亡き後を見据えての中高年の子供の自立)は、早急なる取り組みであると思われ、まずは、そうしたことを相談できる窓口の開設は喫緊の課題であると思われま